

令和4年第1回教育委員会定例会

開会年月日 令和4年1月6日(木)
 場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
 同 委 員 中 田 尚 代
 同 委 員 坂 口 節 子
 同 委 員 仲 山 英 之
 同 委 員 岡 田 行 雄

議 題

1 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
 (2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

2 報告

(1) 教育長報告

令和3年度第四回練馬区議会定例会提出議案について
 令和3年度第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
 令和3年度第四回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について
 令和3年度スキー移動教室の実施について
 指定管理者の指定について
 その他

開 会 午前 10時00分
 閉 会 午前 11時26分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 副参事	山 本 浩 司
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生

同	光が丘図書館長	清	水	優	子
	こども家庭部長	小	暮	文	夫
	こども家庭部子育て支援課長	山	根	由	美子
同	こども施策企画課長	柳	下	栄	
同	保育課長	清	水	輝	一
同	保育計画調整課長	吉	川	圭	一
同	青少年課長	石	原	清	年
同	練馬子ども家庭支援センター所長	橋	本	健	太

教育長

ただいまから令和4年第1回教育委員会定例会を開催する。

案件に入る前に、教育委員の任命についてご報告申し上げます。昨年12月10日に開催された令和3年第四回練馬区議会定例会において、教育委員の任命同意議案が可決され、岡田行雄委員が前川区長より教育委員としての任命を受けた。任期は令和3年12月19日から令和7年12月18日までである。

それでは、岡田委員からご挨拶を頂戴できればと思う。

岡田委員

ただいまご紹介いただいた、岡田行雄と申す。どうぞよろしく願います。

私は学校の教員として45年間勤務させていただいた。特に練馬区では、開進第四中学校で理科の教員として、それから、上石神井中学校で校長として勤務をさせていただいた。公立学校退職後には、帝京大学の教職大学院で、教員の育成の関係の仕事を務めてきた。

こういう経験を通してお仕事をさせていただくということだが、教育委員は幅広く物事を考えることが求められているかと思う。皆様のご指導をいただきながら、職責を果たしていきたいと思う。どうぞよろしく願います。ありがとう。

教育長

ありがとう。

それでは、委員の議席についてお諮りをする。本日の議席は、暫定的にお座りいただいている。練馬区教育委員会会議規則第5条の規定において、委員の議席は合議により定めることとされている。

議席については、ただいまお座りいただいている座席のままでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

ありがとう。では、この座席で確定させていただきたいと思う。

それでは、案件に入る。本日の案件は、協議2件、教育長報告5件である。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

初めに、協議案件である。継続審査中の協議案件2件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたい、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

令和3年度第四回練馬区議会定例会提出議案について
令和3年度第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
令和3年度第四回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について
令和3年度スキー移動教室の実施について
指定管理者の指定について
その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は、5件のご報告を申し上げる。
それでは、報告の 番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ただいま報告があったとおり、これらの条例2件については、さきの第四回練馬区議会定例会で議案どおり可決がされている。
これについて、ご質問、ご意見等があれば願います。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、報告の 番を終了する。
次に、報告の 番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。
第四回区議会定例会では、11名の議員から質問があり、そのうち10名の方から教育や子供に関する質問をいただいた。そのため、非常に多い内容となっている。
それでは、ただいまの報告 番について、ご質問等があれば願います。

仲山委員どうぞ。

仲山委員

いくつかあるが、まず、1ページの「教育について1」の答弁(2)と(3)についてである。まず、答弁(2)の最後の行で、通信環境の充実に取り組んでいくということで、これと同じような答弁が次のページにもあるが、この通信教育の充実というのは具体的にはどうということか。それから、その下の答弁の(3)の一番最後に、体験活動の一層の充実とあるが、この体験活動というのは具体的にはどういうことを指しているのか。まず、その2つについて教えていただければと思う。

教育施策課長

まず、私のほうから、通信環境の充実というところについて述べさせていただく。こちらで申し上げている趣旨は、学校がそれぞれネットワークを介して、インターネットやZoomのようなウェブ会議システムなどのICTを使った授業であったり、会議というものを行っているというものである。

きっかけとしては、コロナ禍を踏まえて、そういったニーズ、需要が非常に増えたというところの一つであり、そしてまた、オンラインなどを使った授業の取組、他校や海外との交流、こういったものがこれからいよいよ、ますます増えていくということを見越している。

現在、各学校のネットワークは、既存のネットワークがあるが、その通信速度や容量には限りがある。これから増えていく利用を見越して、十分な環境をさらに強化していくということで答弁をさせていただいている。具体的な取組は、今年度、そしてまた、来年度の予算において事業を進めていく。

教育指導課長

それでは、2点目のご質問の、体験活動の一層の充実についてご説明させていただく。まず、この議会でのご質問の内容は、ICTは利便性の向上、それから指導の効率性ということは期待できるが、一方で、実感を伴った理解が図られないのではないかという懸念があるということであった。そこで、教育委員会としてはどうしていくのかというご質問をいただいた。

私どもとしては、教育・子育て大綱の目標でも、「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」ということを掲げているので、やはり実体験を伴う学びの機会の保障ということは重要であると考えている。そこで、ICT機器の活用促進と並行して、体験活動の一層の充実を図っていきたいと考えている。

体験活動の具体例としては、やはりバーチャルの世界だけでなく、見たり聞いたり触ったり、あるいは実際に会ったり、活動をしたりというような五感を動かして行う教育の推進を並行して行っていくと答弁をさせていただいた。

以上である。

教育振興部長

通信環境の充実の話だが、先日11月に仲山先生にも行っていただいたICTを使った公開授業があったが、やはり一斉に使うと、画面がフリーズしたりすることがある。その原因としては教育委員会と学校98校の容量が決まっていることと、それから実は地域と共同して使っているというようなことがあり、その環境によってそういったことが起きるといふこともある。そのため、今後そういうことがないように、複数の方たちが使っても、スムーズに授業を行えるように、来年度から実際に取り組んでいこうと考えたところである。

教育長

よろしいだろうか。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。

仲山委員

2ページの「教育について3」の質問の(1)の中に、大泉第二小学校については、早期の改築をお願いしたいという考えが述べられているが、答弁のほうには大泉第二小学校のことに關しては答えていないように見える。そこはどういうことか。

学校施設課長

質問としては、大泉第二小学校ということで質問があるが、お答えとしては、この答弁(1)の中にもあるように、2行目最後から、躯体状況に加え、児童生徒数の動向、避難拠点としての役割など様々な要素を総合的に考慮し長寿命化または改築を決定することとしている。具体的には、大泉第二小学校の体育館が2階にあって、避難拠点運営上の課題があったり、それから、児童数も非常に多くて、施設が手狭になっているなど、そういったことを含めて、そういった課題も含めて対応していくということでまとめて答弁しているところである。そういった回答の仕方をしている。

以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

私が実際に答弁を議場で行ったが、練馬区は子供たちが非常に増えて、昭和30年代に大量に小中学校の増設をした。それが全て築50年60年になるというような状況になっていて、今、98校ある小中学校のうち半分近くが、実は築60年が間近に迫っているような状況である。

そこで、例えばここの学校はどうかと聞かれたときに、どうしてもこの学校を改築する、または改築しないということは直接お答えしづらいところがある。そのため、改築する基準や長寿命化の基準はこういう概念でやっているという回答をさせていただいた。

毎年2校ずつ工事を言い、また、設計もやっていくという形になるが、その順番については、毎年計画的に行っていて、そのたびごとに報告申し上げる。今度、令和4年度の予算についても、そのような形で学校名を明示させていただきたいと思っている。

ほかはないか。

坂口委員どうぞ。

坂口委員

全体を読むと、本当に教育に関して様々な問題が議員から出され、私たちが考えなければならぬ課題が本当に多いことも気づかされて、読ませていただいた。

4ページから5ページにかけて記載があるコロナ禍における児童生徒支援について、質問にもあるが、答弁の(3)の中で、「こどもが考えた気持ちを楽しむ23の工夫」ということが題名だけ載っている。子供たちの様々なストレスや、学校に行きにくくなる気持ちなどは、いろいろな理由があるわけであり、それから、自己肯定感とか、そういうこともどうやったら育つのかとかということがあると思う。この資料は、すぐ出るのだろうか。もしあるのだったら、中身を知りたいと思った。

教育指導課長

今回、このご質問を一般質問でいただいたときに、「こどもが考えた気持ちを楽しむ23の工夫」というのを例に出していただきながら、ご説明、ご質問をいただいた。この23の工夫というのは、国立成育医療研究センターというところがまとめたものであって、ストレスに対する対処方法を、子供、それから保護者が大変分かりやすく読み解けるといって、理解ができるという資料になっている。

もしよろしければ、後ほど個別にお渡しをさせていただければと思う。

坂口委員

お願いする。

教育長

ほかはないか。

仲山委員

度々申し訳ない。6ページの「性教育について2」の、答弁の(2)の中で、生理用品の配布について、基本的に保健室で配布するというので、その理由も書かれている。トイレには配備する考えはないということだが、子供たちが学校にいる時間、常に保健室は開いている状態なのか。もし保健室が閉まってしまって、必要になったときに困る子供はいないのか。

保健給食課長

保健室については、一時的に養護教諭等が不在ということはあるかもしれないが、けがや病気に対する対応と考えているので、基本的には保健室は常時開いているという考えのもと対応している。

以上である。

仲山委員

分かった。ありがとう。

坂口委員

よろしいか。

教育長

坂口委員どうぞ。

坂口委員

今の仲山委員の質問に関連してだが、確かにいろいろな場合が考えられて、保健室に行くことも、本当に養護の先生と様々な話ができるいい機会であり、これはもっともなお答えである。

ただし、やはり一番大事なのは、当事者の声を聞くことではないかとふと思って、本当にそこまで行くのも難しい、言い出しにくい女の子はいるのではないかと思った。やはり二者選択ができたほうがより親切ではないかと思い、ご検討いただきたいと私も思う。よろしく願います。

教育長

ほかにないか。

中田委員どうぞ。

中田委員

コロナ禍における児童生徒支援について、5ページの答弁の(1)のところだが、スクールカウンセラーによる小学校5年生、中学1年生の全員面接が行われたということである。私たちの認識としては、何か相談がある子だけが、相談員がいるときに行くという認識だったが、全員面接をされたということである。小学校3年生にも今年度から開始されたということだが、話しているうちに、話せなかったことが伝えられたりするという意味で、何か解決の糸口となったものがあれば、分かる範囲で教えていただきたいと思う。

副参事

心のふれあい相談員やスクールカウンセラーが、子供たちにとってより身近であり、相談しやすい状況をつくるのが、子供たちのストレスや不安を解消する非常に大きな

近道だと考えている。

そこで、小学校5年生、中学校1年生の全員面接を行うことによって、顔を知っている、それから、声を聞いてもらった経験があるという安心感が、そのとき以外にも不安を持ったときに接しやすくなるという状況をつくっているというところがある。

今年から小学校3年生でも同じような全員面接を行った。子供たちが話を聞いてもらえるという状況が非常に安心する材料になり、その中で、自分のストレスや不安に感じていることを直接的に相談したり、また、その中から担任や養護教諭につなげたり、ご家庭にお返ししたりなど、そういった形での子供たちの不安の軽減、また、相談体制の充実を図っている状況である。

以上である。

中田委員

ありがとう。先ほどのこの面談を通して、ヤングケアラーの発見にもつながるのかと思ったので、可能な限りいろいろな学年に幅広く広げていっていただけたらと思う。お願いする。

教育長

ほかにないか。
仲山委員どうぞ。

仲山委員

12ページの上から2行目に出てくる、「要支援ショートステイ」、それから、「養育支援家庭訪問事業」、という言葉について、どのようなことなのか教えていただけるか。

練馬子ども家庭支援センター所長

ただいまご質問いただいた内容について、まず、要支援ショートステイについてご説明させていただきます。一般の家庭を対象にしてきた子どもショートステイというものをやっているが、それに加えて、虐待のリスクが高いというふうに要保護児童対策支援地域協議会において協議して、支援が必要と決定した家庭について、ショートステイ等を通じてご家庭の状況を安定させたり、お子様の様子を拝見しながら、一緒に支援をさせていただくために利用いただく事業である。

また、養育支援家庭訪問事業についても、同じく要保護児童対策支援地域協議会の中で、支援が必要と考えられる家庭について、例えば、家庭内での家事支援のサービスや、お子様の学習支援等が必要で、こういった対応をすればいいのかというところをアドバイスさせていただくものである。

少し戻るが、要支援ショートステイについては、14日間、月に利用できるような形で対応していて、例えば、土曜日、日曜日、お子様と一緒にいるのがつらいというようなご家庭の方がいらっしゃったら、土日を毎週のように使っていただいたりする。そういった中で、虐待リスクの低減というのを図っている。

以上である。

仲山委員

これは、子供だけでなく、親もそこに泊まれるのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

親御さんと一緒ではなく、お子様が施設に泊まっていたいて、ショートステイを受けるような形である。

以上である。

教育長

私からも同じところを質問するが、まず1点目に、これは区の独自事業なのか。

2点目に、例えば、一時保護で、60日で帰ってきて、自宅に帰すのは少し危ないというお子さんについてや、その希望があるご家庭についてなど、そういったご家庭や子供の状況についても教えていただけないか。

練馬子ども家庭支援センター所長

いずれの事業についても、区として独自事業で実施している。

また、今ご質問いただいた一時保護解除後のご家庭に関しては、基本的に児童相談所が一時保護を解除する場合については、ご家庭の状況が安定したり、虐待の事案の状況が改善した家庭がご家庭に帰ってくる場所である。

とはいっても、虐待リスクというところはなかなか流動的であって、すぐにそれで状況が改善するというわけではないので、こちらの事業を使っていたきながら、より一層、状況が安定するように、また、一時保護に至るような事案が繰り返されないように、私どもとしても支援を継続していくために利用していただくような形となっている。

また、一時保護に至らないまでも、一時保護に至らないように、虐待リスクが上がらないように、心配な家庭についても、この要支援ショートステイを使っていたいて、対応を図っている。こちらについても、独自にやらせていただいているものである。

以上である。

仲山委員

そのことに関して追加で質問だが、先ほど家事支援、それから学習支援をすると説明があったが、家事支援というのは、実際にその家庭に行って食事を作ったりするのか。

それから、学習支援というのは、誰かそこにスタッフが行って勉強を教えるといったことを指しているのだろうか。

練馬子ども家庭支援センター所長

ご説明が足りず、申し訳なかった。家事支援については、例えば、片づけがなかなか親御さんができないという家庭については、支援員をご家庭に派遣して、家庭内の状況を改善するとか、お子さんが非常に多くて世話が回らないというご家庭については、食事を作る部分について、一緒に対応しながら支援をしているところである。

また、学習支援においても、学校の勉強を教えるというニュアンスよりも、お子さんの特性の中で、こういった伝え方をすると、学習についても取組がうまくいくのではないかと、支援員が状況を把握しアドバイスをしながら対応しているところが現状である。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいか。

ほかはないか。岡田委員どうぞ。

岡田委員

私は、10ページの「児童虐待防止対策について1」についてお尋ねしたいのだが、11ページの上のほうの答弁の(1)の2行目である。都区が協働した家庭訪問等を昨年度は240回実施しているということである。これは大変すばらしいと思ったが、都と区が協働した家庭訪問の結果を、学校と共有できているのかどうかということについて、教えていただきたい。

練馬子ども家庭支援センター所長

ただいまご質問いただいた都区協働の家庭訪問等の結果については、基本的に虐待通告を受けたお子様の状況については、所属の状況、特に学校に通っていらっしゃるお子様については、学校での様子や、学校が承知している情報を共有させていただき、要保護児童、要支援児童として対応することが非常に重要と考えている。

そういった観点からも、学校に情報提供させていただいたり、情報共有を図る中で支援を連携して展開しているところが実情である。

以上である。

教育長

申し訳ないが、今の質問について、虐待対応拠点の話や、練馬区の独自の取組についてなども一緒に教えていただけないだろうか。

練馬子ども家庭支援センター所長

練馬区においては、令和2年7月から、練馬子ども家庭支援センター内に練馬区虐待対応拠点を設置しており、東京都の児童相談センターの職員が、虐待対応拠点に原則週に2回きて、連携して取組を進めているところである。

練馬区の児童相談行政については、都における広域的・専門的な支援と、地域における区の子ども家庭支援センターの寄り添い支援を組み合わせ対応していくことが非常に重要と考えていて、連携して取り組んでいるところである。

そういった中で虐待対応拠点に児童相談所の職員が日頃からおり、日々、情報共有や支援の情報等を共有させていただいて、練馬区のお子さんの情報を密にやり取りする中で、連携をして対応させていただき、虐待が起こるような事案があれば、迅速かつ一貫した対応を東京都児童相談センターと連携しながら対応している。

以上である。

教育長

児童相談所だが、政令指定都市と都道府県は必ずつくらなければならない。平成16年だと思うが、人口30万人以上の中核市についてはつくることができることとなっていた。今現在でいうと、38ぐらい中核市があると思うが、現在のところで設置しているのは、石川県金沢市と神奈川県横須賀市と兵庫県明石市、この3市にとどまっている。そしてさらに平成28年に児童福祉法が改正されて、特別区も児童相談所をつくるのが可能となった。もうつくっている区もあるが、練馬区の場合は、児童相談所を練馬区でつくるのではなくて、東京都と連携して対応するという方針で進めている。それが先ほど練馬子ども家庭支援センター所長から説明のあった虐待対応拠点であり、おととしの7月にできた。その取組の結果、都区協働の家庭訪問等の実績が令和2年度は240回ということである。独自に児童相談所を設置しているのは、江戸川区や港区などがあるが、一方で、練馬区は都との協働ということで、先駆けとなってやっており、これに倣ってくる区が出てきつつある。

いずれにしても、児童相談所については、一時保護をしたり、逆に施設に入所してもらったり、里親に託したりという様々な行き方があるので、相談所だけつくれば済むという問題でもない。行く先のところも考える必要があるということで、練馬区としてはこのような取組をしているという状況である。

ほかにないか。

それでは、報告 番については終了として、 番の報告をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

これについて、ご質問等はないか。

仲山委員

所得制限のことについて教えていただきたいが、今回、この給付金の所得制限は児童手当の所得制限を使ったと思うが、そのときに初めて児童手当の所得制限というのがこういうルールなのだということを知った。それに対して結構批判もあったと思うが、児童手当の所得制限はどういうものかということと、どうしてそういう所得制限になっているのかという理由を分かる範囲で教えていただきたい。

子育て支援課長

児童手当は、一時期、政権が変わったときには子ども手当といった名前になったこともあるが、かなり古い制度であって、世帯を維持する、言ってみれば、普通であれば父親、母親、子供がいるといった世帯を想定した場合に、ご両親のうちの所得が多い人の所得がどのぐらいなのかによって、お金が幾らもらえるか、児童手当が幾らもらえるかというのが決まる制度になっている。

昔は、3人目でないと児童手当の対象にならなかったところが、2人目からもらえるとか、1人目からもらえるようになったなど変遷をしているが、今は必ず5,000円は支給される。所得制限を超過している方であっても、お子さん1人につき5,000円は支給される。所得制限未満の方に関しては、1万円ないし1万5,000円支給される。1万5,000円というのは第3子であったり、3歳未満であったりするが、そういった形の制度になっている。

この仕組みがなぜそういう仕組みになっているのかということに関しては、国の制度なので国の考え方によるものだとは思いますが、言ってみれば、どれだけ高額な所得であったとしても、子供のためにお金を出しているが、果たしてそういう高額な所得の方に対しても一律にお出しをする必要があるのかどうなのか、その辺りの児童手当の仕組みが、今改めてこの給付金のことで、注目をされているのかと思う。

確かに仲山委員がおっしゃるように、区長への手紙がかなり多く来ている。所得制限があって、児童手当が制限され、つまり、自分たちのところは児童手当が5,000円になるだけでなく、今回はこの特別給付金ももらえない、子供のためというものなのであれば、一律に出してほしいといったご意見は多く頂戴をしているところである。

国は、地域の実情によって、独自にやるのであればやってもよいと言っているが、独自でやるということは、国としてはお金を出さないということである。区が独自で判断をして支給をするのかということに関しては、本当に支援が必要な方に必要な支援を届けることが重要であるというのが練馬区の考え方である。

そのため、昨年度は、例えば、生活困窮しているひとり親の方に関しては、区独自で5万円を支給するといったこともさせていただいたが、今回の、所得制限にかかるからもらえない世帯というのは、少なくとも困窮しているというレベルではない。先ほど申し上げたように、配偶者と子供2人がいた場合には年収960万、当然子供の数や扶養している人数が違えば変わってくるが、その世帯が困窮しているかということ、それはもちろん差し上げればお喜びいただけると思うが、そうではないだろう、困窮しているまではないかなというところから、練馬区としては、所得制限の撤廃は独自ではやらないという判断をさせていただいた。

長くなって申し訳ない。以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかはないか。

年末の臨時の予算特別委員会の内容について少し教えていただけないか。

子育て支援課長

今ご説明させていただいたのが、12月7日の予算特別委員会での質疑だが、この後、実は12月27日に2回目の予算特別委員会があった。そのときに、いわゆるクーポン分であったものを、現金で一括支給をするということを練馬区として判断をして、その分の補正予算についてもご審議をいただき可決していただいた。そのため、クーポン分についても現金で支給をし、高校生の方たちについてもご案内を出すという形で、今、事務作業を進めているところである。1月にご案内を発送して、高校生の方たちについても2月にはお金が振り込めるようにと鋭意準備を進めているところである。

以上である。

教育長

ほかはないか。

それでは、年末の件については、次回ご報告させていただきたいと思うので、よろしく願います。

それでは、報告 番については、以上でよろしいだろうか。

それでは、次に報告 番をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまのご説明について、ご質問等があれば願います。

岡田委員

私はこのスキー教室は非常によい事業だと思っているが、今のお話の中で、一昨年まで3泊4日であり、今は2泊3日で実施されている理由が新型コロナウイルス感染症対応のためだということはよく理解できた。

今後、コロナ禍が終わったときに、どのようになるのかということだが、具体的には3泊4日に戻すのか、2泊3日のままでいくのかということについて、何か計画などがあればお聞かせいただければと思う。

以上である。

保健給食課長

ご指摘のとおり、いつかはコロナ禍についてもあまり考えなくてもいいという状況が出てくれば望ましいことである。その際であるが、今現在、実はスキー教室以外も含めた校外学習全体についての見直しを行っていて、先日、教育委員会でもご報告しているが、例えば、ベルデ下田を廃止するとか、臨海学校を廃止するというようなことも含めて、それ以外の新規の事業を組み合わせ、校外学習の見直しを行っている。

スキー教室については、当面は2泊3日ということだが、全体像の中で考えなければいけないので、新型コロナウイルスの終息後に関しては、どのようにするのか、今現在では確定はしていないところである。

以上である。

教育長

よろしいか。

岡田委員

はい。

教育長

ほかはないか。

それでは、報告の 番を終わる。

では、次の報告の 番をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

それでは、報告 番について、ご質問等があればお願いします。

仲山委員

審査結果のところに関して教えてもらいたいのだが、どの管理者についても、効率的な管理運営というところの評価がほかの評価に比べれば低い、効率的な管理運営の評価が低い理由について教えていただきたい。

光が丘図書館長

こちらの項目については評価基準が幾つかある。効率的・効果的な人員配置、また、再委託の範囲の妥当性、そして、事業計画と収支計画の妥当性などである。それぞれの事業者は、やはり効率的な人事配置については、司書資格を有する者の配置であったり、忙しい時間帯でのシフトの工夫などを行っている。

一番この点数のところ考えたのが、事業計画と収支計画の妥当性と、提案金額の妥当性というところであり、どうしても事業が膨らむことによって提案金額がかさんでしまったりするところがある。そこら辺は事業者とも協議したいということもあり、点数が低くなっているものである。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

ほかにかい。

それでは、私から、資料5の審査結果のところの配点は200点満点だが、配点が状況によって違うのはなぜか、館によって違うのはなぜかということと、それから、及第点は何点かということについて、教えてほしい。

光が丘図書館長

まず、及第点については、配点は200点満点で、指定管理者の場合の及第点は7割以上ということになっている。

また、基本的には別表にある配点表は、区立施設の指定管理者の選定の経理用地課から出されているひな形を用いて作っているが、図書館については、提案審査の5番目から10番目については特別な配点をしている。特に配点として多く持ったのは、6番の利用者等への対応というところの配点を25点にしているところと、9番の施設特性に応じた評価項目、また、10番の地域への貢献というところを高得点にしている。

6番の利用者等への対応というところについては、図書館はやはり年間400万人ぐらい多くの方が利用され、様々なご意見が寄せられる。やはり図書館独自のサービスということもあるが、それ以上に、窓口対応のスキル、ご案内の態度、対応など、苦情対応にかけるスキルなどを配点等、基準としたいということで、こちらは多く配点をさせていただいている。

また、9番の施設特性に応じた評価項目は、やはり地域の中で、住宅地であったり、駅前であったり、様々な特性に応じて施設があるので、その施設の特性により応じた事業提案をしていただいた業者を選んでいる。

教育振興部長

光が丘図書館長から説明があったとおり、今回、5事業者を選んだが、2パターンある。1パターンは、公募で行ったところである。例えば、7ページがある。大泉図書館は公募で行ったので、10項目200点ということになっている。評価項目の3と4という団体審査の部分などが、公募の場合、加わっている。背景については、公募の場合は新しい事業者も来る可能性もあるので、そういう団体審査や、本当にこの事業者で大丈夫かということに注目して点数をつけている。

それから、もう一つ、15ページをお願いします。こちらは関町図書館だが、ここは公募ではなく、今までの運営実績を見て、団体を特定して行っている。そうすると、先ほど言った2つの項目がないことに加え、今までやってきた実績をどう見るかというところに配点を多く置いているということの違いがある。そのため、2パターンあるということでご理解いただきたいと思う。

教育長

ありがとう。

ほかにかい。

それでは、報告 番については、終了とする。

番、その他であるが、その他があればお願いします。

教育指導課長

それでは、私から、練馬区立小学校における不適切事案に係る職員の処分についてご説明する。資料はない。口頭での報告とさせていただきます。

12月17日の教育委員会定例会でもご報告させていただいたが、本日、岡田委員も新しく着任されたということであるため、事案の概要からご説明をさせていただきたいと思う。

昨年のものであるが、12月14日火曜日、区立小学校において、教室で体育の着替え中の児童をスマートフォンで無断撮影するという事案が発生した。当該校でスマートフォンの所有者を特定して事情聴取をしたところ、同校に勤務する会計年度任用職員、36歳男性が撮影を認めため、直ちに警察に通報して、現在もお警察による捜査が続いている。

現在までに判明している情報であるが、前日の13日月曜日、そして14日の火曜日の2日間においてそれぞれ1学級ずつ計2学級の体育の授業の着替えの様子を撮影していたということが分かっている。

これまでの経過だが、12月15日の夕刻に、当該校において臨時の保護者会を開催した。この臨時の保護者会では、多くの質問とご要望、ご意見をいただき、2時間を超える保護者会の実施となった。

また、12月21日火曜日には、臨時の合同校長会を開催した。100ある学校、そして幼稚園の園長先生方にお集まりいただき、私どものほうから、本事案の共有、そして、臨時保護者会で出された主な質問、最後には、今後の対応についてお話をさせていただいた。

特に今後の対応については、やはり教育委員会および全ての学校・園が区民の信頼回復に全力で取り組むことが必要であるということから、私のほうから再発防止に向けての3つの指示を出させていただきました。

まず、1点目であるが、当該事案の各学校・園における共有である。

2点目であるが、年内に全ての学校・園において服務事故防止に関する研修を実施していただくことである。これは、正規教職員だけでなく、会計年度任用職員も含めた全ての職員を対象とするというものである。

そして、3点目であるが、職員の日常的な管理・監督と必要な指導の実施、さらには施設内の日常的な点検を実施することについて私から示させていただいたところである。

当該職員の処分について最後にお話ししたい。当該職員は、地方公務員法第32条、これは法令等及び上司の職務上の命令に従う義務である。そして、第33条、これは信用失墜行為の禁止が書かれているものだが、この32条および33条の違反によって、当該職員は懲戒免職処分ということで、処分日は令和3年12月27日ということになっている。

私からの報告は以上である。

教育長

ただいまの件について、ご質問等ないか。

誠に申し訳なく思っている。区教育委員会としても、今後、職員の採用にあたっては、さらに厳格に行うとともに、配置された学校において、そのような行為や疑わしき行為がないように指導を行うとともに、それから、疑わしい行動が見られた場合には、所属長からの指導等を厳格に行うということを行っていきたいと思う。

今後の状況について、また進展があれば、教育委員会においてご報告をさせていただきたいと思う。誠に申し訳ない。

それでは、その他の報告事項について何かあるか。

事務局

特段ほかにない。

教育長

それでは、ほかに委員の皆様方から何かあるか。よろしいか。

それでは、以上をもって第1回教育委員会定例会を終了する。